

民事訴訟記録の閲覧制限と当事者の秘密保護の実効性

星 野 豊

- 1 序——本稿の課題
- 2 民事訴訟記録閲覧制限制度の問題点
 - (1) 閲覧制限制度による秘密保護の限界
 - (2) 閲覧制限決定における裁判所の裁量
 - (3) 他の情報管理制度との交錯への対処
- 3 閲覧制限制度の限界と実効的な当事者の秘密保護

1 序——本稿の課題

公開が禁止されていない口頭弁論に係る民事訴訟記録については、何人も裁判所書記官に対して記録の閲覧を請求することができる（民事訴訟法91条1項及び2項）。これは、裁判が公開の法廷で行われなければならないことを定めた憲法82条1項の規定を実質的に補完するものであり、裁判所が公平な審理判断を行っているか否かを国民が判断するための資料の1つとして、訴訟記録を社会全体に公開するものである。

一方で、民事訴訟記録中には、第三者に知られることにより、当該事件の当事者又は関係者の利益が害され、あるいは損害を被るおそれのある情報が少なからず含まれていることも明らかである。この点について民事訴訟法92条1項は、当事者の申立により、訴訟記録中に当事者の私生活についての重大な秘密が記載され、又は記録されており、かつ、第三者が秘密記載部分の閲覧等（閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製）を行うことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること、または、訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密が記載され、又は記録されていることの疎明があった場合には、当該秘密部分について、裁判所が決定により、閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限ることができる、と規定している。

以上の民事訴訟記録の閲覧制度と閲覧制限制度とは、その制度理念においても、実務上の運用においても、多くの場合、合理的な均衡が保たれているものと一応評価することができるが、閲覧制限制度自体の構造や、他の情報管理制度との整合性という観点からすると、下記のとおり、問題となりうる状況が存在していることも否定できない。

第1に、民事訴訟記録の閲覧制限制度は、訴訟記録の閲覧等を当事者に限っているのみで、各当事者が有する訴訟記録の写しの利用等に対して制限を課しているわけではないから、当事者が訴訟記録の写しの全部又は一部を第三者に閲覧させてしまうことを完全に防止することは、法律上も事実上も不可能である。そして、訴訟記録中に記載された、一方当事者にとっ

て私生活上の著しい支障を生じさせるおそれがあり、あるいは営業秘密の範疇に属する「秘密」の存在は、相手方当事者にとっては、場合により訴訟自体を有利に展開するための攻撃材料となる可能性を持つものであるから、閲覧制限制度によって訴訟当事者の秘密を保護することには、そもそも制度の構造上完全でない部分があるわけである。特に、自己の意思で訴訟を提起する原告側と異なり、必ずしも訴訟を望んでいたとは限らない被告側についての不利益をどのように防止すべきかは、かなり深刻な問題であると言うことができる。

第2に、現行の民事訴訟記録の閲覧制限制度は、個々の民事裁判に付随して、裁判所の決定により、閲覧を制限すべき範囲が定められているが、民事訴訟法92条1項各号に規定された前述の要件の外、民事訴訟規則34条において秘密記載部分の特定が求められている以外には、閲覧制限制度の運用等についての解釈指針を定めた規定は存在しない。また、閲覧制限に係る裁判所の判断についても、決定によることが法定されているだけで、判断の期限等については特に規定がなされていない。従って、民事訴訟記録の閲覧制限については、当該事件について審理判断する裁判所に、極めて広範な裁量が与えられていることとなる。これは、一面では裁判所が柔軟かつ合理的な判断を個々の事案の状況に応じて下すことができるとして肯定的に評価することが可能であるが、その反面、裁判所による裁量の行使の仕方によっては、本来制度が予定されていない効果生まれ、かかる効果が一方当事者にとって不測の不利益となるおそれがあることに対する懸念が生ずることが避けられない。特に、このような効果を、一方当事者が申立あるいはそれに対する応答によって作出することが可能であった場合には、閲覧制限制度を実質的に利用した当事者間での別種の紛争が基本事件とは別に生じかねず、かかる事態に対してどのように対処すべきかも、難しい問題であると考えられる。

第3に、現在においては、民事訴訟記録の閲覧制度も、閲覧制限制度も、他の情報管理制度との関係について、重要な転換期を迎えているものと言わざるを得ない。代表的な他の情報管理制度としては、行政機関の行う情報公開制度と、公私の事業者が義務を負う個人情報保護制度とがあり、閲覧可能な範囲の違いや一方の制度の存在による他方の制度の運営に関する解釈をめぐって、民事訴訟記録の閲覧制度との不整合が、従来から指摘されてきた¹。そしてさらに、近年施行された個人番号制度については、訴訟記録の閲覧を通じて当該番号本人以外の者に個人番号が知れてしまうことがいわゆる「番号の提供」として法律上問題を生じさせかねない状況にあり、訴訟記録閲覧制度全体について、制度趣旨に遡った再検討が必要とされているように思われる。

本稿は、民事訴訟記録の閲覧制限制度が抱える以上の状況に鑑み、民事訴訟記録の閲覧制度と閲覧制限制度との均衡は、どのような観点に基づいて図られるべきか、またそもそも、憲法の要請する「裁判の公開」は、どのような理論的意義を有するものかについて、それぞれ考察するための第1段階として、民事訴訟記録の閲覧制限制度の問題点を検討し、閲覧制限制度が目的とする「当事者の秘密」の実効的な保護のあり方について、考えてみようとするものである。

以下では、上述した現行閲覧制限制度が抱える問題点を、具体的に問題が生じた裁判例の

1 この点についての研究として、星野豊「民事訴訟記録における個人情報の取扱いに関する一考察」筑波法政（筑波大学）47号1頁（2010年）。

分析を中心として、問題点ごとに検討する（２（１）～（３））。そのうえで、閲覧制限制度が本来守るべき「当事者の秘密」を実効的に保護する手法について考察し、閲覧制限制度の今後の方向性に関する私見を述べる（３）。

２ 民事訴訟記録閲覧制限制度の問題点

（１） 閲覧制限制度による秘密保護の限界

前記のとおり、民事訴訟法92条1項の定める閲覧制限制度は、当事者の申立により、訴訟記録中に当事者の私生活についての重大な秘密が記載され、又は記録されており、かつ、第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること、または、訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密が記載され、又は記録されていることの疎明があった場合には、当該秘密部分について、裁判所が決定により、閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限ることができる、とするものである。

92条1項1号に該当すると考えられる事項としては、当事者の受けた各種の性的被害の事実が代表的なものであり、性的被害に基づく損害賠償請求訴訟等においては、当事者の提出した準備書面及び証拠のみならず、証人尋問調書ないし本人尋問調書、場合により、判決文を含む全ての訴訟記録について、閲覧が制限される場合もあるようである。要するに、92条1項1号が閲覧制限によって保護しようとしている「当事者の秘密」とは、当該秘密が当事者の責めに帰すべき事情によって発生した事実ではなく、かつ、かかる秘密が第三者に知られることにより、当事者が第三者からの興味本位ないし好奇の目に晒され、社会的な地位ないし人としての尊厳を傷つけられるおそれがある事項と考えることができる。この観点からすれば、性的被害以外にも同種のおそれがある秘密の例としては、当事者または関係者の自殺ないし自殺未遂の事実、当事者の重度の傷病に関する事実、当事者の受けた重度の犯罪被害の事実等を挙げることができるであろう。また、この考え方を理論的に拡張していけば、当該訴訟に対して利害関係を有しない第三者が、当事者ないし関係者の生活の平穩を著しく害するおそれがある場合についても、前記の判断基準に準じて閲覧を制限することが合理的となる筈であり、特に、事件に対する社会からの関心が極めて高い場合には、報道関係者のみならず、一般人が当事者ないし関係者の個人情報等を特定して風評被害を与えるおそれがあることから、当事者、利害関係人、場合によっては証人等について、住所氏名等を典型とする個人情報を閲覧制限の対象とすることも、92条1項1号の解釈として合理的であるものと考えられる。

他方、92条1項2号に規定されている営業秘密については、前述した92条1項1号でいう「当事者の秘密」と異なり、当事者の有する事業上の権利ないし利益と直結する事実であることから、かかる秘密を第三者との関係で「保護」することの意味も、当然92条1項1号の場合とは異なってくる。すなわち、92条1項2号が「当事者の秘密」を保護しているのは、第三者にかかる秘密が知られることにより、当該第三者がかかる秘密を利用して当事者の有する事業上の権利ないし経済的利益を搾取することを防止するためであるから、当該秘密が当事者の権利ないし経済的利益に直結していることが理論上の前提として必要であり、逆に、かかる前提が成り立つ限り、当該秘密の内容がどのようなものであっても、92条1項2

号に該当するものと解釈すべきこととなる。従って、具体的な権利として成立している各種の知的財産権のほか、権利としては必ずしも成立していない経済的利益の獲得方法、場合によっては、当事者間で交わされる契約書中の一定の条項などについても、閲覧制限が認められる場合があつてしかるべきである。

以上のとおり、92条1項1号と92条1項2号とでは、閲覧制限の対象となる「当事者の秘密」の具体的内容や、当事者の秘密が保護されるべき理由が相当程度異なるものとなっているが、両者を比較してみると、当事者が訴訟記録の閲覧により社会的に不測の被害を受けるおそれがより高いのは、92条1項1号に関する事項についてであると考えられるから、以下、本稿においては、92条1項1号に関する事項を中心に、検討を進めることとする。

前述のとおり、92条1項1号の適用の典型と考えられる性的被害については、第三者による記録閲覧が行われた場合、その内容の全部又は一部が社会全体に当事者の意思を離れて拡散するおそれが高いことが十分予測できるから、閲覧制限制度がその機能を発揮することが十分期待されるところである。しかしながら、以下に述べるとおり、現行の閲覧制限制度は、「当事者の秘密の保護」に関して実効的に機能しているとはやや言い難い部分があると言わざるを得ない。

第1に、現行閲覧制限制度は、当該訴訟の「当事者」の秘密についてのみ規定しており、当該訴訟において「当事者」となっていない者については、特段の規定を置いていない。例えば、性的被害を受けた被害者が加害者に対して損害賠償等を求める訴訟については、閲覧制限制度の予定する「当事者の秘密」がほぼ完全に保護される場合であっても、性的非行があったことを理由として加害者が勤務先等から不利益処分を受けたことに対する処分の取消を求める訴訟においては、当該訴訟の「当事者」は不利益処分を受けた加害者と不利益処分を課した勤務先であり、性的被害を受けた被害者は必ずしも当事者となっていないため、不利益処分の前提となった性的被害の事実の有無に関する証拠等については、「当事者の秘密」でないことを理由として閲覧制限が認められない場合が、制度上生ずることとなる²。

第2に、前記の規定からして、閲覧制限の決定は、当事者からの申立により行われるから、申立において閲覧制限が求められた事項の具体的範囲によっては、実質的に閲覧制限を課したことの意味がなくなってしまう場合もありうるし、裁判所により決定された閲覧制限事項自体が第三者に閲覧されなかったとしても、閲覧制限の対象とされていない訴訟記録中の他の事項から、閲覧制限の対象とされた事項の具体的内容が容易に推測できてしまう場合も生じうる。前者の例としては、第一審の記録については閲覧制限を申し立てず、控訴審の記録についてのみ閲覧制限を申し立てたとしても、控訴審で全く新たに争点とされた事項についてはともかく、第一審から継続して争われてきた事項については、第一審の記録を閲覧すれば、閲覧制限の対象となっている事項を極めて容易に推測することが可能となってしまう³。

2 もっとも、性的被害を受けた被害者が当該訴訟の当事者でないことを理由として閲覧制限を認めない決定がある一方で、訴訟の前提事実としての性的被害の被害者に関する「秘密」を重視して閲覧制限を認めた決定も数多くあり、結局この問題は、閲覧制限の可否を審理する裁判所の裁量に委ねられているものと考えられることができる。

3 例えば、原告が被告から性的被害を受けたとして損害賠償を請求した基本事件に係る札幌高決平成25年12月4日平成25年（ウ）75号ほかでは、基本事件の第一審の段階では特に閲覧制限申立が行われず、第一審の審理中に、報道関係者及び当事者の知人を名乗る者が、第三者として数名閲覧請求をした。その後、控訴審段階になって、一方当事者が全ての記録について閲覧制限を申し立てたが、当初の申立から数日後、同当事者は閲覧制限対象を控訴審に限る旨を表明し、さらに、その後の申立において、当該当事者が指示する具体的事項・用語についてのみ閲覧制限申立がなされることとなり、結果として当該当事者の申立内容は、全て認められることとなった。し

また、後者の例としては、事件が発生した組織名が閲覧制限の対象とされたとしても、決定の内容として、「当該組織名を合理的に推測させる事項の一切」を閲覧制限の対象とするのでない限り、地図、周辺の地名、当該組織の活動内容、同僚の氏名等から、当該組織名を推測することは、かなり容易に行われてしまう⁴。

第3に、前記のとおり閲覧制限制度は、当該秘密部分に係る記録の閲覧等を「当事者に限る」としているのみであり、当事者が当該秘密部分についてどのような取扱をすべきかについては何も規定していない。従って、一方の当事者が、閲覧制限の対象とされた事項を第三者に対して閲覧させ、あるいは一般に公開した場合には、閲覧制限決定が実質的に無意味なものとなるのが明らかである⁵。この点について、訴訟の進行中であれば、閲覧制限決定がなされた秘密を相手方当事者が第三者に知らしめることは、当該訴訟における裁判所の心証を極めて害することが容易に推測できるため、当事者による自粛が一応期待できるものの、訴訟が終了した後においては、閲覧制限決定の対象となった記録の全部又は一部を第三者に提供したことが別個の不法行為を構成するかについては、別途訴訟を提起して裁判所の判断を新たに仰ぐ必要があり、結果として、当事者の秘密を他方当事者から保護するためには、再度の訴訟提起という、実質的に重い条件が課せられることとなる⁶。

かしながら、閲覧制限の対象として当該当事者が申し立てた事項のうち、例えば両当事者の住所氏名については、第一審の記録に当事者の実名と現住所が記載されていたほか、当該当事者の本人尋問調書等も特に閲覧制限の対象とされておらず、さらに当該当事者の代理人が裁判所に対して提出した各種の書面の表書に当該当事者の氏名が記載されている等、果たしてどのような目的で閲覧制限申立が行われたか自体について疑問が生じかねない状況が生ずることとなった。また、当事者の住所氏名以外の情報としては、被害を主張する当事者が診察を受けた医療機関や、当事者から依頼されて意見書等を提出した者の氏名等が閲覧制限対象として申し立てられており、これは、かかる医療機関や意見書作成者に対して興味本位に基づく論評や接触が行われることを防止しようとしたものと、一応善解できるものの、その具体的な事項においては、例えば、証拠説明書の一覧表上の氏名のみが閲覧制限の対象とされ、意見書等の本体に表記されている氏名等については閲覧制限の対象として申し立てられていないという、当事者の秘密を保護するという観点からはいささか杜撰とも思われる申立が行われたものと評価せざるを得ない結果となってしまった。なお、裁判所は、当該訴訟が完結した後において、新たに第三者からの記録閲覧の申立があった際に、改めて当該訴訟記録の閲覧制限を申し立てるか否かを代理人に確認したが、代理人からは特に新たな申立は行わないとの回答が寄せられたようであった。もっとも、当該事件の記録中に記載された当事者本人の陳述書等によると、当該当事者は、自己の受けた性被害の事実を世間に知らしめることを訴訟の実質的な目的としていたようでもあり、そもそも、控訴審段階における閲覧制限申立が当該当事者本人の意思と合致していたか否か自体に、多少なりとも疑問の余地があったということであるのかも知れない。

- 4 性被害を受けた後に死亡した者の遺族が、性被害の加害者及び加害者の勤務先に対して損害賠償等を求めた基本事件に係る、高松地決平成23年1月25日平成23年（モ）4号ほかでは、被害者が生前通学していた学校名等が閲覧制限対象とされているが、同記録中には、本文で述べた他の情報や、被害者が就任していた学内委員会名等、クラス名、また、加害者の採用年と退職年等が閲覧制限の対象となっておらず、公開されている他の情報と照合した場合には、決定により閲覧制限の対象となっている当事者の秘密が判明する可能性が、少なからずあるものと思われる。とは言っても、当事者の秘密に関する具体的内容を推測させる事項の一切について閲覧制限の決定がなされた場合には、個々の具体的な事項が当事者の秘密を推測させると考えられるか否かは状況のごとの解釈によって異なるものとなりうるし、そもそも、記録閲覧を行う個々の第三者がどのような情報を有しているかによっても、当事者の秘密を推測することができるか否かは異なってくる筈であるから、かかる抽象的な決定は、具体的な閲覧制限箇所の特定を書記官の解釈に事実上委ねるものにはかならず、裁判における裁判官と書記官との職務分掌としての妥当性が問われることとなりかねないように思われる。
- 5 性被害を受けたとの申立によって所属組織から不利益処分を受けたことに対する、当該不利益処分の取消が争われ、判決文を含めて全ての記録閲覧が制限されていた事件について、第一審の判決文が判例データベースに登載されたことから、当該判決文についての閲覧制限が事実上無意味となったことがある。但し、当該判決文が、どのような情報提供者によって当該データベースに登載されたかは不明であり、当事者が情報提供をしたか否かは定かでないが、第三者による閲覧が一切認められていない記録について、当事者以外にその内容を知りうる者は裁判所関係者しかいない筈であり、違法なことが一切行われていないとの前提を貫くのであれば、当事者あるいは当事者から判決文の提供を受けた者が、当該データベースを運営する事業体に対して当該判決文を提供した、と考えざるを得ないところである。
- 6 かつ、仮に再度訴訟を提起したとしても、第三者に開示された秘密を再度秘匿された状態に戻すことは不可能であるから、結局損害賠償を請求するほかに、また、現行法上の原則として、損害賠償は過去の不法行為に

以上のとおり、現行の閲覧制限制度は、その制度としての構造上、そもそも当事者の「秘密」を完全に保護するものとはなっておらず、当事者及び関係者の「善意」に期待している側面が多分にあるものと言わざるを得ない。

(2) 閲覧制限決定における裁判所の裁量

前記のとおり、訴訟記録の閲覧制限申立に対する決定は、当該基本事件を審理する裁判所によって行われる。そして、かかる決定に不服がある場合には、即時抗告を行うことができるが、かかる決定手続は、原則として抗告審までで終了し、最高裁判所によって「判断の統一」が行われることは、当該事項に憲法上の問題が直接関係する場合を除いて、制度上予定されていない。

従って、閲覧制限の可否の決定については、個々の裁判所の裁量が極めて大きくなることは論を待たないところであるが、閲覧制限制度は結局、当該訴訟における当事者の「秘密」の保護の必要性を認めるか否かの個別判断によるものであるから、当該事件の当事者の状況を最も的確に把握できる裁判所に広範な裁量が認められること自体は、必ずしも不合理なものではない。しかしながら、下記のような状況が生じてくると、閲覧制限決定に際して裁判所の裁量をどこまで認めるべきかについては、改めて検討する余地が生じてくるように思われる。

第1に、争点と一方当事者が同一である訴訟が多数提起された場合でも、共通する側の当事者が申し立てた閲覧制限が、裁判所により認められるか認められないかは、前記のとおり各裁判所の裁量に委ねられるため、全ての裁判所で一致した判断が下されるとは限らない。このような裁判所による判断の不一致は、訴訟の全ての局面において共通して生ずる問題であるが、閲覧制限申立に関しては、1件でも閲覧制限申立を却下する決定が下された場合には、同種の多くの事件において閲覧制限が認められたとしても、閲覧制限申立を却下した裁判の記録を閲覧し、あるいは記録を嘱託して取り寄せることによって、他の事件において閲覧制限が認められた意味をほとんど無にすることが可能となるため、問題の状況が異なってくる⁷。

第2に、閲覧制限の可否に係る裁判所の裁量は、単に申し立てられた閲覧制限の可否に係る決定それ自体に限らず、かかる決定を訴訟のどの段階において下すべきかという判断についても、事実上及ぶこととなる。実際、営業秘密であることを理由とする閲覧制限申立に対しては、当該訴訟においてかかる秘密が「営業秘密」に値する情報であるか否かが主要な争点となっていることが少なからずあるわけであり、閲覧制限の可否の決定が行われる段階においては、基本事件に係る判断が熟している場合も、十分ありうるわけである⁸。そうする

対してのみ認められるものであるから、将来の分について予め賠償を得ることはかなり困難であり、また、将来の開示のおそれに備えた差止請求が認められるかも、定かでないものと言わなければならない。

7 実際、各種の消費者訴訟に代表されるとおり、複数の裁判所で同時に複数の訴訟が提起された場合には、裁判所により判断が異なったことは、各訴訟の当事者相互間の連携状況によっては、直ちに他の訴訟の当事者に伝えられるわけであり、その場合、閲覧制限の可否に係る決定については、1件でも閲覧制限申立を却下した事件がある場合には、結局、全ての事件について閲覧制限申立が却下されたのと同様の効果をもたらす可能性が高いわけである。

8 公正取引委員会の閲覧謄写許可決定に対する取消訴訟において、当該訴訟記録部分を営業秘密であるとした閲覧制限申立に対する決定が、基本事件の判決の同一日であった事例として、東京地決平成25年1月31日平成23年(行ク)298号。同事件の基本事件については、東京地判平成25年1月31日平成23年(行ウ)322号。但し、閲

と、閲覧制限申立に対する裁判所の決定までに相当程度時間が経過したとしても、かかる時間の経過を以て、裁判所の職務怠慢あるいは職権濫用として責任を迫及することは、極めて困難であると考えられる⁹。

第3に、閲覧制限決定に関して、当該事件を審理する裁判所が広範な裁量を有していたとしても、裁判所は当事者から閲覧制限申立がなされた場合には、どのような結論あるいは時期であれ、必ず決定を以て判断を下さなければならない。そして、当事者が申し立てる閲覧制限の具体的範囲によっては、裁判所による決定で閲覧制限が認められる部分が確定するまでの間、書記官において当該事件の訴訟記録のどの部分が閲覧制限部分であるかを判断することが困難となった場合には、結局記録の全てについて、第三者による閲覧請求を認めないこととするほかない。そうすると、当事者としては、個々の閲覧制限申立が却下されたとしても、閲覧制限の範囲が交錯するような複数の申立を連続して行うことによって、事実上裁判所の裁量を拘束し、第三者による閲覧を一時的であれ阻止することも、不可能ではないこととなる¹⁰。

以上のとおり、閲覧制限申立に対しては、裁判所の裁量が広範であることから、裁判所により判断が異なる状況が生じやすく、そのことが閲覧制限決定の効果を事実上無にする結果をもたらしかねないこと、他方、裁判所は当事者からの申立に対して必ず決定を下さなければならないため、逆に当事者が、閲覧制限申立あるいはその相談を連続して行うことにより、第三者による記録閲覧を一時的であれ事実上阻止することが不可能でないことが明らかであり、閲覧制限決定における判断の一貫性について、相当問題となる状況が生じている。

(3) 他の情報管理制度との交錯への対処

民事訴訟記録の閲覧制度と閲覧制限制度とは、日本で裁判制度が施行されて以来長く存続しているものであるが、近年、行政機関による情報公開制度のほか、公私の機関・団体が行う個人情報保護制度、さらには、一定の個人及び関係者の情報に接する権限としての個人番

覧制限が申し立てられた事項に係る営業秘密該当性の判断が、第一審段階で確定するとは限らない以上、閲覧制限申立を却下する判断がひとたび下されてしまうと、当該情報について第三者閲覧が可能となることから、控訴審が第一審の判断を覆して閲覧制限決定を行おうとする場合に、相応の混乱が生ずる可能性は否定できない。なお、本件について、第一審審理中に閲覧請求を行った第三者は、閲覧制限申立が審理中であったことから、事実上当該部分については閲覧制限がなされたものとして申請をしたようであるが、法律上の根拠としてより正確であるのは、裁判所の執務に支障があるとき等は閲覧請求を行うことができないとする民事訴訟法91条5項であるように思われる。

- 9 閲覧制限決定に対する取消申立の裁判に約2年半が経過した事件（東京地決平成26年8月8日平成24年（モ）4292号）について、途中で当該裁判所の合議体構成員が転補により変遷したこと、対象となる事項の判断がやや複雑であったことを理由に、裁判所の国家賠償責任を否定した事案として、東京地判平成27年3月6日平成26年（ワ）20159号、同事件の控訴審として東京高判平成27年10月15日平成27年（ネ）2832号、同事件の上告審として最決平成28年7月21日平成28年（オ）506号・平成28年（受）649号。但し、前記の決定は、申立人が前記国家賠償請求訴訟を提起した3日後に、それまで進捗状況すら明らかにされていなかった決定が突如下されたとの事情があるようであり、当事者が裁判所の裁量に対して不信感を抱いたことに全く理由がないわけではない部分もあったように思われる。
- 10 実際、多数の閲覧制限申立を行うことが裁判所の心証を害するおそれがあるとして当事者が自粛するとの期待についても、閲覧制限申立それ自体については機会が熟するまで行わず、閲覧制限申立に関する「相談」を断続的に行うことによって、閲覧制限申立が実際に行われて決定が下されるまでの間、第三者による閲覧請求が事実上できなくなる事態は生ずることとなる。また、閲覧制限申立は、訴訟終了後一定期間記録が保存されていることとの関係上、基本事件に係る訴訟終了後においても申し立てることができ、訴訟終了後における裁判所の決定は、基本事件に関する判断が終了していることとの関係上、訴訟進行中と比べて迅速な判断の必要が小さくなることが否めないから、第三者による閲覧ができなくなる状況が長引く傾向が生じかねない。

号制度が施行され、各制度相互間の要件効果の異同や、各制度相互間の交錯現象が、徐々に問題となってきている。

もとより、制度論としては、情報公開制度は行政機関が実施するものであり、個人情報保護は、法律ないし条例所定の公私の機関が行うものであって、訴訟記録については適用がないとされている以上、仮に制度相互間の交錯現象があったとしても、それらは事実上のものに過ぎず、他の制度の存在のみを以て、訴訟記録の閲覧制度及び閲覧制限制度の解釈ないし運用を変更すべきとの結論が、理論的に直ちに導かれることはない筈である。

しかしながら、行政機関が当事者となった訴訟については、当該訴訟に関する記録は、裁判所において訴訟記録として保存されると同時に、当事者である行政機関においても、当該訴訟記録の写しが行政文書として保管されている。従って、裁判記録について閲覧可能な情報と、情報公開請求に対して公開される情報との間に差異が存在することは、両制度の意図しない情報の拡散をもたらしかねない危険性が潜んでいることが明らかである¹¹。

他方、個人番号制度については、その制度趣旨からして、当該個人番号から判明する個人に関する情報の保護というよりも、むしろ通知を受けた番号自体の取扱に関する規制が行われる関係上、訴訟記録中に個人番号が記載され、かかる番号が訴訟記録の閲覧に際して第三者の知るところとなることは、個人番号の保護に抵触する疑いが生じかねない。このため、多くの裁判所では、訴訟記録として編綴される各種の書類について、個人番号を記載しないよう呼び掛けると共に、個人番号が記載された書類が提出された場合には、かかる番号自体が当該訴訟の主要な争点となっている場合を除き、原則として番号の記載されていない書類へ差し替えるか、あるいは当該番号部分を抹消するか、いずれかの対応を当事者に求めているようである。

以上のとおり、裁判の公開という憲法上の要請を補完する制度とはいえ、他の情報管理に係る諸制度との交錯現象は、ほとんど無視できない問題を抱えつつあるということが出来る。従って、将来においては、公的機関であると私的機関であるとを問わず、全ての機関ないし組織が関与する各種の情報管理制度を統合ないし横断するような、抜本的な制度改正ないし理論的観点の確立が求められるものと考えられる。

3 閲覧制限制度の限界と実効的な当事者の秘密保護

これまでの検討から明らかになってきたとおり、現行の民事訴訟記録の閲覧制限制度は、本来、当事者の秘密の保護を目的としたものであるにもかかわらず、制度の構造上あるいは技術的な問題により、相当程度の不安定さを併せ持つものと言わざるを得ない。さらに、現

11 詳細については、星野豊前掲注1参照。なお、同論文で主な検討の対象とされている、裁判所に保存されている訴訟記録が情報公開請求制度における「他の公文書において閲覧可能な情報」に該当すると解釈すべきか否かについては、現在においても未だ最高裁判例が出ていない。もっとも、訴訟記録の閲覧制度と情報公開制度とが明らかに異なる目的を有するものである以上、情報公開を実施する行政機関にとって、他の目的の下に保存されている訴訟記録の有無に従って公開すべき情報の範囲が変わりうることは、情報公開制度の運用として無用の混乱を招きかねない。また、裁判所においてどの訴訟記録がどの期間保存され、かつ、本稿で検討している閲覧制限の有無までもを含めて、行政機関からの照会に対し逐一情報提供を行うべきかは、疑問の余地が大きい。従って、やはり情報公開制度における「他の公文書において閲覧可能な情報」とは、他の行政機関等に対する情報公開請求等によって取得可能な情報を意味するものであり、裁判所において保存されている訴訟記録については適用されないと考えるべきである。

行の民事訴訟記録の閲覧制度それ自体についても、近い将来、情報管理に関する他の諸制度との整合を図るべく、抜本的な見直しが迫られていると考えられる。従って、本稿で考察すべきであるのは、かかる状況下において、当事者の「秘密」を実効的に保護するために、どのような観点が必要となるか、についてであり、これを考えるに際しては、他の情報管理制度に関する解釈との比較検討が、十分参考となるものと思われる。

まず、情報公開制度においては、一旦公開された情報について、情報公開請求者が自由に扱うことができるが、同時に、個人情報と筆頭とする非公開情報との区別が、可能な限り明確になるよう制度が設計されている。従って、情報公開制度の合理的な運用のための手法としては、管理する情報の内容を、公開可能な情報と公開しない情報とに厳格に区別し、情報を取得する段階で、できる限り公開可能な情報と公開しない情報とが混在しないよう、書式その他の工夫を行うことによって、大幅な業務の削減を図ること等が、典型的に考えられる¹²。

次に、個人情報保護制度の下では、個人情報は原則として情報本人の承諾がなければ第三者に対して提供ないし開示することができず、本人の意思を離れて個人情報が提供あるいは開示される局面については、犯罪捜査を典型とする、極めて公益性が強い場面に限られるよう、制度が設計されている。従って、個人情報保護制度をより合理的に運用するためには、要するに取得した個人情報の利用について、情報本人と予め成立させた合意の範囲内に収まるよう合意の内容を調整すれば足りるわけであるから、かかる合意内容の工夫と、管理する情報が不測に漏洩する事態の防止とについて、業務上の対処を行うべきこととなる¹³。

さらに、個人番号制度は、当該番号と連動した各種の情報の管理について規制が設けられているというよりも、むしろ、番号それ自体に対する管理がより徹底され、番号本人が関与しない局面での番号の提供が厳格に規制されることにより、情報本人が自己の意思で通知した者の範囲内でのみ、自己の番号が知られているという状況を創出させるべく、制度が設計されている。従って、個人番号制度の合理的な運用に関しては、感覚的には煩瑣であっても、個々の業務ごとに逐一番号本人から逐一番号を取り付け、当該業務についてのみ当該番号を利用した後、速やかに番号記録を抹消していくことが、最も確実な対応となる¹⁴。

以上のとおり、情報公開制度、個人情報保護制度、及び個人番号制度の下では、誰の目に触れても差し支えない情報のみが公開の対象とされる一方、個人に関する情報については、原則として、情報本人の意思に基づき、その内容及び知られる範囲が確定されることにより、情報本人に係る秘密の保護が実効的に図られているものということができる。

これに対して、民事訴訟記録の閲覧制度においては、裁判所が公平な裁判を行っているか否かに重点が置かれる余り、当事者の秘密の保護が明らかに後退している感が否めない。こ

12 もっとも、どの情報が非公開情報となるかは、他の情報、特に閲覧者がその時に有している情報との相対的な関係によっても解釈が変わるものであるから、情報を取得する段階で公開情報と非公開情報とを完全に分離することは、理論的には困難である可能性もないではない。

13 但し、この運用において、個人情報利用の合意それ自体についての、情報本人の判断や真意の確保が別途問題となることは明らかであり、情報管理者と情報本人との人的関係の実質や、合意の前提となる各自の立場についても、配慮することが必要となるものと考えられる。

14 但し、この運用方針の下では、情報本人が一定期間ごとに個人番号を再取得した場合に、やや複雑な事務処理が付け加わるものと考えて差し支えない。その意味では、将来における個人番号制度のより合理的な制度設計としては、個人番号制度を個人情報保護制度の一部として組み込み、個人情報を直接第三者の目に触れさせないためのいわば防波堤として個人番号を活用する等の工夫が考えられてしかるべきものと思われる。

の問題点を克服するため、閲覧制限制度が一定の役割を果たしていることは明らかであるが、本稿での検討から明らかなおりと、裁判が公平に行われているか否かを判断するという制度の基本理念の前では、結局のところ、当該訴訟において裁判所に提供された情報がどのようなものであるかを、記録閲覧者に対して知らせることが制度上の原則とならざるを得ず、かかる制度上の原則が、閲覧制限制度の問題点として表面化しているものと考えられる。要するに、民事訴訟記録の閲覧制度は、その基本理念からして、そもそも当事者の秘密を保護するための制度ではなく、裁判が公平に運用されているとの信頼を社会全体から獲得するためには、当事者の秘密が当事者の意図しない範囲ないし局面で第三者に伝わることは、やむを得ないものと考えられているわけである。

そうであるとすれば、現行の閲覧制限制度における解釈ないし運用上の工夫によって、当事者の秘密を第三者に知られないようにすることは、自ずから限界があると言わざるを得ない。そして、裁判の公平が、国家機構としての裁判所に対する社会全体からの信頼という、当事者の秘密保護よりも大きな目的として存在している以上、当事者の秘密をより実効的に保護するためには、一定範囲の秘密が第三者に知られてしまうことを前提としたうえで、改めて閲覧制度自体の解釈及び運用を考えていく必要がある。

以上の観点からすると、当事者の秘密を実効的に保護するためには、訴訟記録を閲覧することにより当事者の秘密を知るに到った第三者に対し、当該秘密の保護に係る法律上の義務と責任を負わせることが、最も効果的であるものと思われる。実際、刑事訴訟記録については、刑事確定訴訟記録法6条の規定により、保管記録又は再審保存記録を閲覧した者に対して、閲覧により知り得た事項をみだりに用いて、公の秩序若しくは善良の風俗を害し、犯人の改善及び更生を妨げ、又は関係人の名誉若しくは生活の平穩を害する行為をしてはならない、として、取得した情報に関する適正利用の義務が閲覧者に課されている。訴訟制度の目的については、刑事訴訟と民事訴訟とで法律上若干異なる規定が置かれているものの、当事者の秘密を実効的に保護することの必要性は、刑事事件と民事事件との間で、それ程大きな質的差異は存在しない筈である。また、他の情報管理に関する制度との差異から考えても、前記のとおり、例えば情報公開制度等については、当事者の秘密に関する解釈される部分を非公開としたうえで、誰が知っても差し支えない情報のみが公開されることから、取得された情報の利用が自由であるとされているわけであり、当事者の秘密が一部分でも第三者に知られてしまう構造を持つ民事訴訟記録の閲覧制度とは、議論の前提が異なるものと考えられる。

もっとも、現行の民事訴訟法には、本稿で主張するような記録閲覧者に対する義務付けの根拠は直接規定されていない。従って、現行法下の当面の解釈としては、当事者の秘密を不当に拡散させ、当事者の私生活に支障を生じさせる行為や、営業上の利益を損なう結果をもたらした行為について、閲覧者の不法行為責任等を広範に認め、秘密を暴露された当事者の救済を図るほかないであろう。なお、閲覧者に対する手続上の警告手段としては、記録閲覧を裁判所に申請するに際して、現行制度ではごく簡単に求められているに過ぎない閲覧の目的を、より具体的に申告させるほか、閲覧によって得られた情報については、申告した目的に従って適正に利用することの誓約を行わせることで、上記責任の引受があったと評価する

ことができると思われる¹⁵。

前述のとおり、近い将来、民事訴訟記録の閲覧制度は、他の情報管理制度との関係を含めて、抜本的な見直しが必要となるものと考えられる。その際には、民事訴訟記録の閲覧制度が本来目的としている裁判の公平の確保と共に、本稿で検討及び考察してきた当事者の秘密に係る保護の実効性についても、十分な配慮が行われることが強く期待されることである。

（了）

（筑波大学准教授）

15 現行制度の下では、「訴訟準備」「その他」として閲覧自体の目的を一言で申告させるのみであるため、「取材」「研究」のようにある程度情報の利用目的についても判断が可能なもののほか、「調査」「確認」等のように情報の利用範囲自体が明らかでないものも多々含まれる結果となっている。従って、例えば、取得した情報の利用の有無と概括的な範囲について、抽象的であっても申告させることにより、当事者の秘密がみだりに拡散されることを、一定程度であれ抑止させることが、期待できるように思われる。